

保存期間 30年（平成58年3月31日まで）

27年A021806

熊警第488号

平成27年4月7日

熊本県警察職員の配偶者同行休業の取扱いについて（通達）

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の改正により配偶者同行休業制度が創設され、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号。以下「条例」という。）及び熊本県職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成26年熊本県人事委員会規則第19号。以下「規則」という。）が施行されたことに伴い、熊本県警察職員（臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の配偶者同行休業（以下「休業」という。）について下記のとおり取り扱うこととしたので、職員に周知徹底するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制度の目的

配偶者同行休業制度は、公務において活躍することが期待される有為な職員が、外国で勤務等をする配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と生活を共にするため、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことができるようにすることにより、当該職員の継続的な勤務を促進することを目的とするものである。

2 対象職員

休業の対象となる職員は、原則として次の要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において、勤続年数が3年以上であること。
- (2) 勤務成績が良好であること。
- (3) 職務に復帰後、おおむね5年在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- (4) 以前に休業をしたことがある場合には、前回の休業から職務に復帰後、おおむね5年職務に従事した期間があること。ただし、次に掲げる場合であって、申請期間が前回の休業の申請期間の範囲内であるときを除く。

ア 休業の承認が条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合

イ 休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職

又は停職が終了した場合

ウ 休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない事由により当該職員と配偶者と同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共にすることができる状態になった場合

3 休業の期間

- (1) 休業の期間は、条例第3条の規定により3年以内の連続する一の期間とする。
- (2) 休業の対象となる期間は、職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と共に当該外国に滞在する期間（往復に要する日数を含む。）とする。この場合において、必要な最小限の準備期間として、転居に必要な期間を休業の期間に加えることができる。
- (3) 休業をしている職員は、条例第6条第1項の規定により当該休業を開始した日から引き続き休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、休業の期間の延長を申請することができる。

4 配偶者の外国滞在事由

休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、条例第4条の規定により、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とされている。

(1) 外国での勤務

配偶者が法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。

(2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

例えば、次に掲げる活動がこれに当たる。

ア 法律、医療等の専門的な知識や技能が必要とされる業務に従事する活動

イ 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

ウ 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学

5 申請手続等

- (1) 休業の承認の申請をしようとする職員は、休業の開始予定日の1月前までに、配偶者同行休業承認（期間延長）申請書（別記様式第1号）に次の証明書類を添付して、所属長に提出するものとする。

ア 配偶者外国滞在事由及び期間が確認できる書類
赴任の辞令、在留許可（査証）の写し等

イ 外国滞在中の住所又は居所が確認できる書類

転居に係る書類、外国における郵便物、在留届の写し等

(2) 所属長は、職員から配偶者同行休業承認（期間延長）申請書が提出された場合は、当該申請の内容の審査、職務復帰後の継続勤務の意思の確認等を行い、配偶者同行休業（期間延長）申請書に配偶者同行休業承認（期間延長）申請に係る所属長意見書（別記様式第2号）を添付の上、警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、休業期間の延長の申請について準用する。この場合において、証明書類は、申請内容の確認に必要な書類のみを提出するものとする。

6 承認の決定等

本部長は、職員が休業の承認の申請（休業期間の延長の申請を含む。）をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績、職務復帰後の継続勤務の意思等を考慮した上で、承認の可否を決定し、所属長を通じて当該職員に通知するものとする。

7 承認の失効及び取消し

(1) 休業の承認の失効事由及び取消事由は、法、条例及び規則によりそれぞれ次に掲げる事由とされている。

ア 失効事由

(ア) 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合

(イ) 休業をしている職員の配偶者が死亡した場合

(ウ) 休職をしている職員と配偶者が離婚した場合（当該配偶者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員にあっては、当該事情が解消した場合）

イ 取消事由

(ア) 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合

(イ) 休業をしている職員の配偶者が外国に滞在しないこととなった場合

(ウ) 休業をしている職員の配偶者が外国に滞在する事由が、配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合

(エ) 休業をしている職員が産前休暇又は産後休暇を取得することとなった場合

(オ) 休業をしている職員が育児休業の承認を受けることとなった場合

(2) 本部長は、(1)イの取消事由に該当しない場合であっても、休業をしている職員が職務への復帰を希望する場合は、休業の承認を取り消すことができる。

8 届出等

(1) 休業をしている職員は、7に規定する失効事由若しくは取消事由に該当する場合又は次に掲げる事由のいずれかに変更が生じることとなった場合は、速やかに、配偶者

同行休業状況変更届（別記様式第3号）を所属長に提出しなければならない。

ア 配偶者の氏名又は職業

イ 配偶者が外国に滞在する事由又はその継続する期間（ただし、配偶者が外国に滞在する事由の変更にあつては、変更後の事由が引き続き配偶者外国滞在事由に該当し、かつ、6月以上にわたり継続するものである場合に限る。）

ウ 外国滞在中の住所又は居所

(2) 所属長は、休業をしている職員から配偶者同行休業状況変更届が提出された場合は、警務課長を経由して本部長に送付するものとする。

(3) 所属長は、休業をしている職員に対して定期的に連絡を取り、十分な意思の疎通を図るものとする。

9 その他

(1) 配置換え

原則として、休業をしている職員の配置換え（所属内におけるものを除く。）は行わないものとする。

(2) 申請書等の保管

休業に係る申請書等の保存期間は、5年とする。

(3) 給与

休業をしている期間については、給与を支給しない。

※ 別記様式（略）